

「滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例(案)」に対して提出された意見とそれらに対する滋賀県警察の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果

平成28年6月21日（火曜日）から平成28年7月20日（水曜日）までの間、滋賀県県民政策コメント制度に関する要綱（平成12年滋賀県告示第236号）に基づき、「滋賀県迷惑行為等防止条例の一部を改正する条例(案)」についての意見の募集を行った結果、85件のご意見をいただきました。

これらに対する滋賀県警察の考え方を、次のとおり公表いたします。

なお、とりまとめの便宜上、提出された意見は、その主旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっております。

2 提出された意見

- (1) 提出者人数 2法人 45名
- (2) 提出件数 85件
- (3) 内訳
 - ア 第3条関係
 - (ア) 提出人数 28名
 - (イ) 提出意見数 40件
 - イ 第4条関係
 - (ア) 提出人数 2法人 17名
 - (イ) 提出意見数 45件

3 県民政策コメントで提出された意見とそれらに対する滋賀県警察の考え方 別紙のとおり

4 お問い合わせ先

滋賀県警察本部生活安全部生活安全企画課条例改正担当

電話番号 077-522-1231（内線3042） （平日午前8時30分～午後5時15分）

メールアドレス pa1101@pref.shiga.lg.jp